

講演Ⅱ「業務災害・通勤災害の認定業務について
～労働基準監督署が労災レセプト病名（私病？）
に疑問を感じたら～」

東京労働局 労働基準部 労災補償課
労災医療監察官 時岡 恒二

業務災害・通勤災害の認定業務について

～労働基準監督署が労災レセプト病名（私病？）に疑問を感じたら～

令和6年11月6日（水） 於 東京都医師会（講堂）

東京労働局 労働基準部

労災補償課 分室

労災医療監察官

時岡 恒二

基礎編

労働災害・通勤災害としての
認定決定のタイミングは？

業務災害について

通勤災害について

解決編

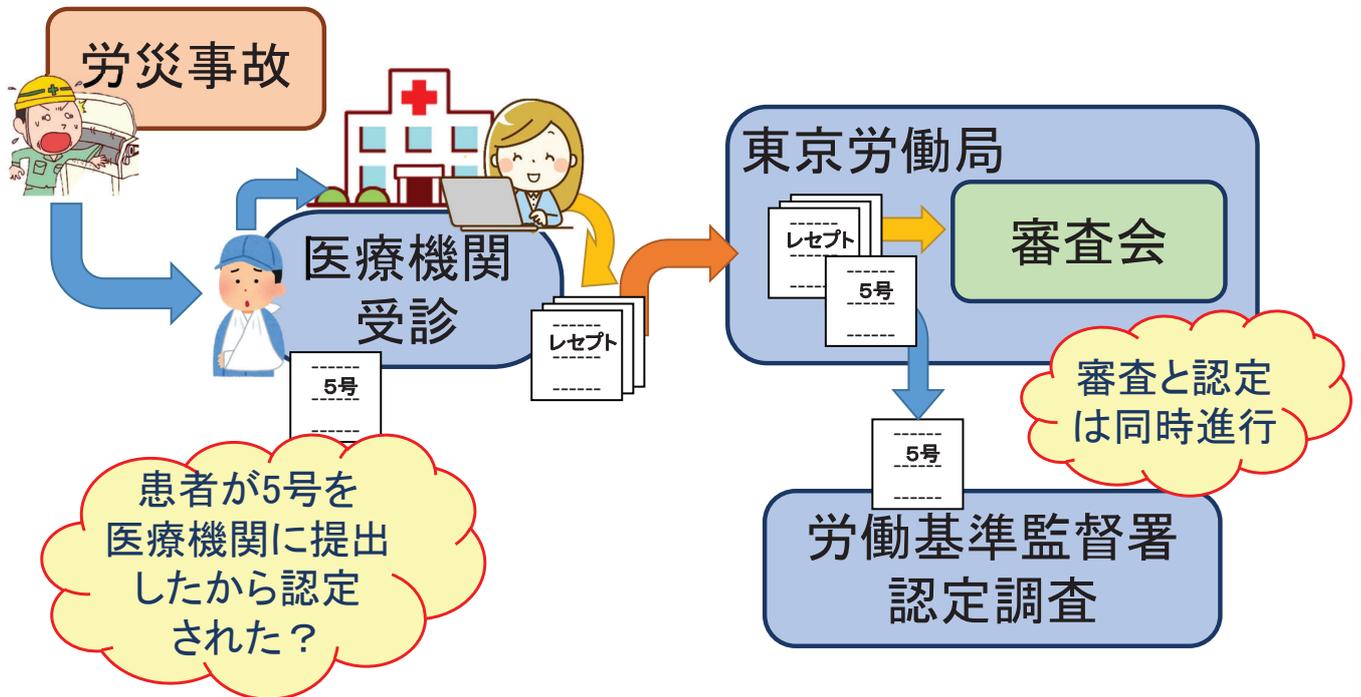
労災診療費の
保留って？

監督署からくる
意見書って？

労災が不支給に
なった場合は？

新たな病名の追加は
可能ですか？

【基礎1】労働災害・通勤災害としての認定決定のタイミングは？



3

【基礎2】業務災害について

(1) 業務災害とは

業務に起因する災害、すなわち労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にあること（業務遂行性）によって生じた（業務起因性）災害をいう。



4

(2) 業務上外の判断要件

◎業務遂行性

労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること。

⇒ 会社の社長やその家族は労災適用無し（例外有）

- ① 事業主の支配・管理下で業務に従事 = 会社で仕事中
- ② 事業主の支配・管理下で業務に従事していない
= 会社で休憩中
- ③ 事業主の支配下だが管理下を離れて業務に従事
= 会社の外で仕事中

5

◎業務起因性（2つの因果関係）

- ・ 業務（＝業務遂行性）と災害（アクシデント、出来事）との因果関係
- ・ 災害と傷病との因果関係
⇒ 業務に内在する危険が現実化したものと経験則上認められること。



業務と傷病等との間に

「業務に従事していなかったならば当該傷病は生じなかったであろう」という条件関係がなければならない。

6

(3) 業務遂行性の類型と業務起因性

① 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

- ・ 所定労働時間内や残業時に事業場内において「業務」に従事している場合が該当する。
- ・ 基本的に業務災害となる。業務行為か事業場の施設・設備や管理状況に起因していると考えられる。
- ・ 労働者の不注意の有無、事業主の法違反の有無は問題にならない。

7

< 「業務」に含まれる行為 >

- ・ 準備・後始末行為

例) 着替え、機械器具の整備、清掃、移動など

- ・ 作業に伴う必要行為・合理的行為

例) 他人の業務を手伝う、(本来は担当外の) 修理作業

- ・ 生理的必要行為

例) 生理的必要による用便・飲水など

- ・ 反射的な行為

例) 風に飛ばされた帽子をとっさに拾おうとした。

8

<業務起因性が否定される場合>

- ・ 私用（私的行為）中

例）業務を離れて私用の買い物を行う。

- ・ 業務を逸脱する恣意的行為中

例）事業主から厳に禁じられていた無資格運転を業務上の必要もないのに行う。

- ・ 故意に災害を発生させた場合

例）あえてプレス機に手を出す。

- ・ 業務と傷病との因果関係が認められない場合

例）仕事中の通常動作の中で突然痛みが発生する。

9

② 事業主の支配・管理下で業務に従事していない場合

昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいる場合等が該当する。

事業場の施設・設備や管理状況に起因する場合は、業務災害として認められる。

例）昼休みに給湯室でお茶を入れようとしてやけどした

例）昼休みにお弁当を食べようと職員室に向かう際に、階段を踏み外して負傷した

例）昼休みに会議室で仮眠中に椅子から落ちて負傷した

10

③ 事業主の支配下だが管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出など事業場施設外で業務に従事している場合が該当する。

例) 東京本社から仙台工場に出張し、工場内で転倒・負傷

積極的な私的行為を行うなどの特段の事情がない限り、出張過程の全般について事業主の支配下にあり、一応業務遂行性がある。食事、喫茶、宿泊、列車内での睡眠等を含む。

例) 社用の振込みのため銀行に行く途中で交通事故

例) 営業外回り中に、昼食で入った飲食店内での負傷

11

③ 事業主の支配下だが管理下を離れて業務に従事している場合

同様に、労働契約に基づいて在宅勤務した場合は、事業主の支配下にあることから、自宅における災害であっても業務起因性が認められる。

例) 労働契約に基づき在宅勤務中、書類を取りに行こうとして転倒した。

<業務起因性が否定される場合>

積極的な私用・私的行為等により生じた災害

例) 泥酔して騒いで旅館の階段から転げ落ちた。

例) 映画を見に行って映画館で負傷した。

例) 街で飲み歩いて交通事故にあった。

12

◎他人の暴行について

業務従事中・通勤途上に被った他人の暴行による負傷は、私的怨恨に基づくもの、自招行為によるもの、その他明らかに業務に起因しないものを除き、業務・通勤に起因すると推定する。

<業務起因性が認められる場合>

例) 業務中の対応のため恨まれ、退勤時に襲われたもの

<業務起因性が否定される場合>

例) 業務と関係ない恋愛感情によるもの

例) ケンカによるもの

13

【基礎3】通勤災害について

(1) 通勤災害とは

労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡。

(2) 通勤とは

労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ ①の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)

14

(3) 通勤災害の認定

◎通勤起因性

通勤と災害との間に相当因果関係のあること。
(通勤に通常伴う危険が具体化したこと)

<通勤災害と認められる例>

例) 会社には鉄道通勤を申請しているが、自転車で通勤中の災害

(合理的な経路及び方法であるか否かで判断する。
合理的な経路及び方法でなければ通勤災害とは認められない。)

15

<通勤災害と認められない例>

例) 長時間のサークル活動終了後に帰宅する途中の災害
(就業に関する移動ではない。)

例) 特段の事情なく友人宅から出勤する途中の災害
(住居ではない。)

例) 退勤後、通常経路を迂回し、配偶者の勤務先に
自家用車で迎えに行く途中の災害
(合理的な経路ではない。)

16

◎逸脱・中断について

移動の経路を逸脱又は中断の間及びその後の移動は、通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものである場合は、逸脱・中断後であっても合理的な経路に復した後は通勤とする。

<日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの>

- ・ 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ・ 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ・ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ・ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ・ 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

17

◎通勤災害 最近はこんな事例も増えています

今年も猛暑でしたが、通勤途上での熱中症や脱水症は通勤災害と認定されることはありますか？

朝の通勤時、駅のホームで倒れてしまいました。。。貧血だとは思いますが、倒れた際に頭を地面に強く打ってしまい。。。。

会社帰りの帰路で、トイレ休憩がてら近くの公園に寄り道しました。公園内が暗くて段差につまづき足をケガしてしまいました。。。。

通勤時、のどが渇き飲み物を購入しようと、経路に面したコンビニに入りましたが、コンビニ内の床が濡れていたため滑って転んでケガを負ってしまいました。。。。

18

お手元のリーフレット をご覧ください。

【疑問 1】 労災診療費の保留って？

「保留」は概ね監督署で認定に
あたり調査継続中ということです。

労災診療費振込通知書に「保留」
とありますがこれはなんですか？



ポイント 保留原因はいろいろあります。

- 非災害性の疾病（精神疾患、非災害性の疾病（腱鞘炎や腰痛）、石綿事案、脳心事案）
- 業務災害については傷病名との因果関係
- 通勤災害については経路逸脱など
- 第三者行為災害の事案
- 5号・16号の3 様式要件の不備 等

労災指定医療機関が労災診療費の請求を行なった際、万が一、当該事案が不支給や保留、取り下げなどになった場合には医療機関へは、**労災診療費振込通知書**にて通知が行なわれます。

<労災診療費振込通知書>

- 毎月、中旬と月末に発行（厚生労働省業務室から発送）
- 労災診療費の振込が行なわれる場合のみ発送
- 保留や不支給の通知も兼ねる（下段表の備考欄に表示）

労働者災害補償保険診療費支払振込通知書
令和3年11月13日

(厚生労働省)

指定病院等の番号 5019999

請求年月 令和3年9月分 (人力局 労災県)

貴殿より請求のあった診療費の支払については、下記の支払額総計をご指定の金融機関に振り込みましたので通知します。

〒199-9999
労災部労災一区労災-9-9-9
官署支山官 厚生労働省労働基準局

郵便番号及び住所 199-9999
労災市東9条南9-9-9

店 舗 名 労災営業部

口座番号 9999991

口座名義人 労災(有限)

診療費計算結果

内訳書 送付枚数	請求書請求金額	予定減額総計	予定増額総計	不支給 保留額総計
1	1,000	0	0	0

以前保留分
解除額総計

支給額総計	支払額総計
0	1,000

通知番号	請求年月	診療内訳	請求金額	支払額	差額	備考
1 49901009990000	5431112	9010717	R0309 1	1,000	0	文書科 労災 次郎
2						
9						
10						

振込み通知書の備考欄には、「保留」や「不支給」「取り下げ」など重要な情報が表記されるので、見逃さないでください。

21

【疑問2】 監督署からくる意見書って？

労災患者についての問い合わせが文書でときどき来ますが、
どういう場合に来るものなの？

監督署が意見書等を求めるのに
時期ってありますか？



監督署では、治療継続の必要性や症状固定の時期等について、主治医に対し意見等を求めることがあります。

主なものとして

- ・ 労災患者の傷病の状態に関する確認
- ・ 負傷又は疾病と業務災害との因果関係
- ・ 症状固定の時期
- ・ 障害の状態や程度

※ほかに傷病（補償）年金に移行した労災患者用として
定期報告（監督署に1年に1回）のために作成する診断書
などがあります。

22

◎監督署から意見書等 発送の時期

	(1)	(2)	
時期	労災認定調査中	治療継続中	治ゆ 症状固定後
用途	業務上・外の因果関係につき主治医へ意見を求める	治療内容や効果の把握	身体障害の状況把握
提出書類	意見書等	診断書または意見書	意見書等
請求方法	認定庁費※1 7,000円	様式第1号の2※2 5,000円 or 7,000円	認定庁費 7,000円 or 20,000円

※1 障害等級認定関係診断書等費用請求書

※2 検査に要した費用等請求書

(1) 意見書等の依頼

時期 労災認定調査中

目的 業務上・外因果関係につき主治医へ意見を求める

提出書類 意見書等
(レントゲン・加行の写し等)

請求方法 認定庁費

医療機関に対して初診時に労災の請求人がどのように訴えをしていたか、傷病名・発症日の確認（検査結果）、治療内容及び治療経過、今後の治療予定及び治ゆ見込みなどの確認のために、主治医に意見書を依頼しています。

また、医療機関に意見書とあわせて、レントゲン・CT等、診療録等を求めることがあります。

意見書

第 号をもって提出依頼のあった事項に対する意見は下記のとおりです。

記

労働保険番号：
労働者氏名：

1 現在の傷病名について *受傷時の傷病名から変わっている場合、その経緯についてご回答ください。
(1) 傷病名：

*受傷時の傷病名から変わっている経緯：

2 前回ご意見いただいた時点(〇月〇日時点)の症状と現在における症状に変化はありますか。

ある ・ なし (いずれかに○をつけてください。あるを選択した時は(1)へ、なしを選択した時は(2)へ進んで回答してください。)

(1) ある場合 → ① 改善した ・ ② 悪化した

(いずれかに○をつけてください。「①改善した」を選択した場合は以下の「①の場合」
「②悪化した」を選択した場合は以下の「②の場合」へそれぞれ進みご回答してください)

①の場合 → 前回と比較してどの程度の改善なのか具体的にご回答ください。
また、その改善した状態は軽作業(事務等)の従事は可能ですか

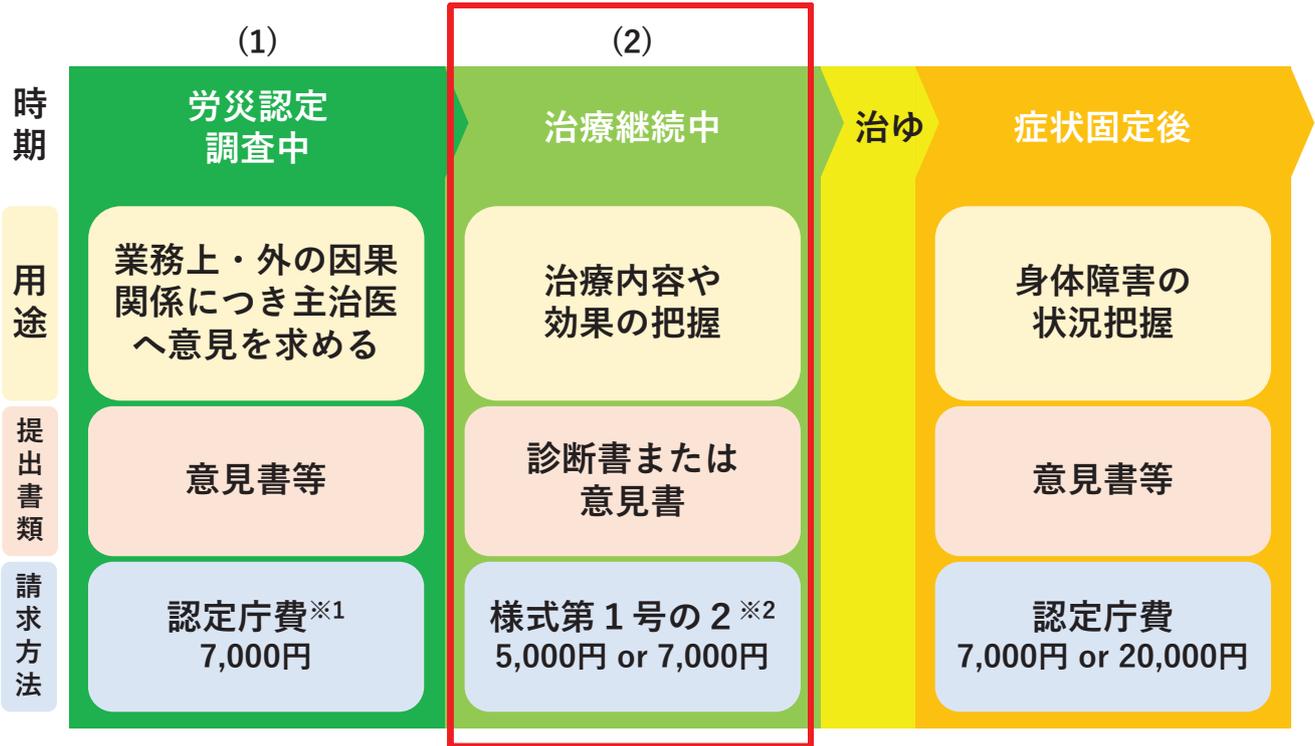
ア 改善の程度：

イ 軽作業(事務等)への従事：

②の場合 → 悪化した理由について具体的にご回答ください。

ア 悪化の理由：

◎監督署から意見書等 発送の時期



※1 障害等級認定関係診断書等費用請求書

※2 検査に要した費用等請求書

(2) 診断書・意見書の依頼

時期 治療継続中

目的 これまでの治療内容と効果の把握と就労の可否・症状固定の見込みについて確認

提出書類 診断書または意見書

請求方法 様式第1号の2

継続治療をしていく中で、監督署から意見書の依頼や、症状照会をすることがあります。これは、治療継続の必要性があるのか、継続治療の必要性があるのであれば、治ゆ見込みについて、確認するためであり、労災保険における治ゆ（症状固定）の時期を把握するための調査になります。

傷病の状態に関する診断書			
をもって提出依頼のありました診断書は下記のとおり			
記			
労働保険番号	労働者氏名	傷病年月日	傷病名※必ずご記入をお願いします
から現在までの治療経過及び症状経過			
現在の症状及び現在の症状は安定しているか否か			
治療効果の有無及びその程度			
検査を行なっていたらその成績・所見			
就業治療の可否 (軽作業での就労の可否、もしくは可能となる見込みの年月日)		令和 年 月 日 ①就労可能 ②就労可能見込み (就労可能見込み年月日が、今後3ヶ月以上ある場合はその理由)	
治ゆ・症状固定		令和 年 月 日 ①治療 ②症状固定 ③治療見込み ④症状固定見込み	

◎監督署から意見書等 発送の時期

時期	(1) 労災認定調査中	(2) 治療継続中	治ゆ	症状固定後
用途	業務上・外の因果関係につき主治医へ意見を求める	治療内容や効果の把握		身体障害の状況把握
提出書類	意見書等	診断書または意見書		意見書等
請求方法	認定庁費※1 7,000円	様式第1号の2※2 5,000円 or 7,000円		認定庁費 7,000円 or 20,000円

※1 障害等級認定関係診断書等費用請求書

※2 検査に要した費用等請求書

<請求方法>

◎障害等級認定関係診断書等請求書 (認定庁書)

労災病名としての監督署が認定決定や、障害等級を決定する際の参考・判断材料として、または、症状固定が疑われる長期療養患者に対して、主治医に対して意見を求めるための文書です。文書料の請求方法が、直接、管轄監督署となりますので注意してください。

◎検査に要した費用の請求書 (様式第1号の2)

【疑問3】 労災が不支給になった場合は？

患者さんにも「不支給」の連絡は入っているのでしょうか？

振込み通知書に不支給の印字が。。。この後、医療機関としてどのように対応すべきですか？



「不支給」の通知をもらった医療機関は
労災レセプトの取下げは不要です。
健保等へ請求するなどの対応が考えられます。

1. 業務外・通勤外の場合は、監督署から患者へ通知
2. 労災不支給の場合は、医療機関で労災レセプトの取り下げの必要はなく、医療保険（健保・国保）等への請求に患者と相談の上、請求を行なうのが一般的
3. 不支給決定に対して、患者には不服申し立ての制度あり

29

<療養（補償）等補償給付 不支給決定通知書>

- 管轄監督署から請求人である患者に対して通知
- 認定決定された場合は（治療費の請求が、労災指定医療機関等の場合）患者への「支給」通知はない。

令和 年 月 日

様

労働基準監督署長

あなたが請求・申請された保険給付を下記のとおり決定したので通知します。

労働者災害補償保険
療養（補償）等給付 不支給決定通知

請求人氏名	
業通の別	

患者宛の不支給通知の下段には、今回の決定について不服がある場合の「審査請求」「再審査請求」等について、詳細が記載されています。患者から詳細を聞かれたら、管轄監督署を照会してください。

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
○ (1) 上記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、本件処分に対する審査会に対して再審査請求をすることができます。
(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

30

【疑問4】 新たな病名の追加は可能ですか？

診療中の労災患者について、新たな病名を追加することとなりました。。。新たな病名を継続月からレセプトに追加してもいいですか？

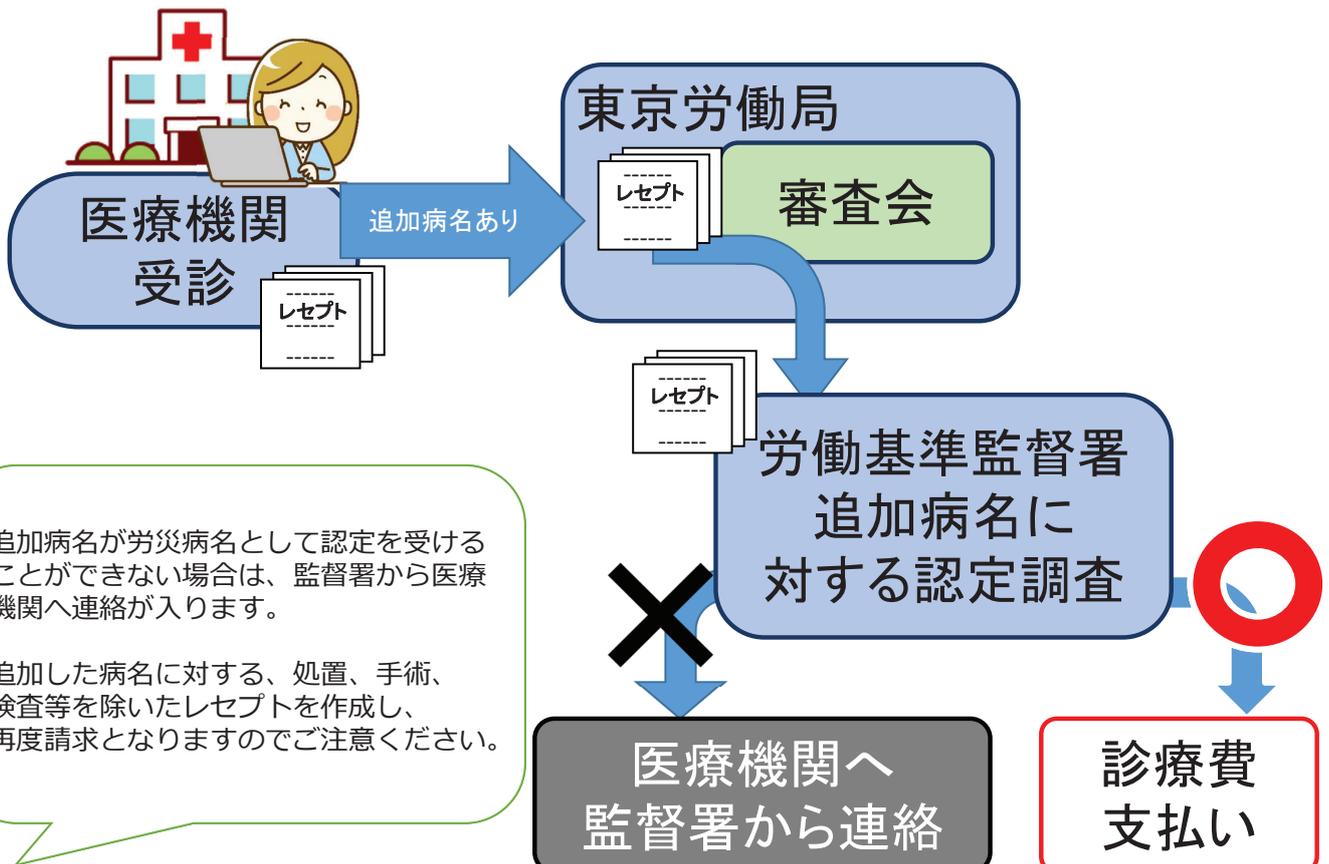
追加病名が私病と判断されることもあるの？

ポイント 追加傷病は、レセプトに記載は必要となります。詳記等に追加となった経緯・理由を記入ください。

1. レセプト請求上、処置、手術、検査等に対しての対象傷病・疾病名が無ければ、査定となる可能性は高い
2. 病名を新たに追加する場合は、できる限り、病名追加の経緯やコメントをレセプトに記載する
3. 追加病名に対し、監督署での調査が必要な場合は、東京労働局より、管轄監督署に調査依頼を行なう

31

<追加病名に対する監督署での調査>



32

ご清聴ありがとうございました